

## 田原市図書館雑誌スポンサー募集要項

田原市図書館（以下「図書館」という。）では、民間企業等から広告料収入を得ることにより、図書館の資料の充実及び市民へのサービス向上を図ります。

つきましては、雑誌カバー両面及び雑誌架に広告を掲載していただく事業者を募集します。

### 1 広告を掲載する媒体・募集内容

田原市中央図書館・赤羽根図書館・渥美図書館に配架する雑誌の最新号のカバー表面、裏面及び雑誌架

#### (1) 広告 1 枠の規格

- ・カバー表面 雑誌タイトルが隠れない部分の上部中央に貼付  
縦 7 センチメートル、横 14 センチメートル
- ・カバー裏面  
A4 サイズ未満（雑誌の大きさによる）
- ・雑誌架  
縦 15 センチメートル、横 21 センチメートル

(2) 色・デザインは、田原市広告掲載基準に準拠し、かつ市のイメージを損なわないもの

#### (3) 募集期間

令和 6 年 1 月 5 日（金）～ 2 月 25 日（日）※必着  
午前 10 時～午後 5 時（休館日を除く）

#### (4) 掲載期間

令和 6 年 4 月 1 日以降に発行される最新号から、当該日が属する年度の 3 月末日までに  
発刊された最新号雑誌の次号発売日前日まで

(5) その他 1 者が申込みを行うことができる雑誌の数には、制限はありません

### 2 応募資格

- (1) 現在、本市の入札参加の指名停止処分を受けていないこと
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 167 条の 4 第 2 項の各号に該当しないこと
- (3) 田原市広告取扱要綱第 8 条第 2 項の規定による業種又は事業者でないこと

### 3 申込等

#### (1) 申込方法

田原市図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第 1 号）に必要な書類を添付のうえ、直接または郵送にて提出してください。希望する雑誌は図書館が提示する雑誌リストから選定してください。雑誌リストに無い雑誌に広告の掲載を希望する場合は、図書館に広告を掲載したい雑誌を提示してください。図書館が広告掲載の可否を判断します。

#### (2) 提出先

〒441-3421 田原市田原町汐見 5 番地 田原市中央図書館

#### (3) 注意事項

「田原市広告取扱要綱」「田原市広告掲載基準」「田原市図書館雑誌スポンサー制度実施要領」をよくお読みください。

### 4 選定等

#### (1) 選定方法

広告審査委員会及び広告掲載判定会で審査し決定します。（要綱第 9 条参照）  
募集期間内に同一の雑誌に申込者が 2 者以上あった場合は、次に掲げる順位により広告掲載者を決定します。

第 1 順位 市内に本社又は本店を有する者の広告

第2順位 市内に支店、営業所等を有する者の広告  
第3順位 前2号の規定に当てはまらない広告  
募集期間内に同一の雑誌に申込者が2者以上あった場合において、同一順位の者が複数となる場合は、先着順により決定します。

(2) 審査結果

田原市図書館雑誌スポンサー掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）にて通知します。

5 掲載料及び広告原稿提出

(1) 掲載料

広告掲載に要する料金（以下「広告掲載料」）は、図書館が提示する雑誌リストに記載する料金（消費税及び地方消費税を含む）とし、規定により広告掲載を可とする決定通知を受けた広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付してください。

(2) 広告原稿提出

田原市図書館雑誌スポンサー掲載・不掲載決定通知書に記載の期限までに、データ形式で提出してください。なお、データの形式は次のいずれかとし、メール又はCD-Rで提出してください。

- ・サイズ（以下3種類のデザインは別のものでも可）
  - カバー表面用：縦7センチメートル、横14センチメートル
  - カバー裏面用：A4サイズ未満（雑誌の大きさによる）
  - 雑誌架用：縦15センチメートル、横21センチメートル
- ・形式
  - JPEG形式もしくはPDF形式

6 関連規程

- (1) 田原市図書館雑誌スポンサー制度実施要領
- (2) 田原市広告取扱要綱
- (3) 田原市広告掲載基準

7 問合せ先

田原市中央図書館  
〒441-3421 田原市田原町汐見5番地  
TEL 0531-23-4946  
FAX 0531-23-4646  
Eメール tosho@city.tahara.aichi.jp